

クロムウェルの言論統制 (一)

今 井 宏

わたくしはさきに「イギリス革命における独裁機構——軍政官制度について」⁽¹⁾と題する小稿において、クロムウェルのプロテクター政権の権力支持機構について検討を加え、ほぼつぎのような一応の結論をうることができた。すなわち、一六五五年八月に全国を十(のちに十二)の軍政官管区に区分して発足した軍政官制度 Major-Generals System は、あくまでもプロテクター政権の権力機構たる機能を果たすことが要求されておりながら、ふつう「独裁」という概念から想像される要素を欠いていた。まず第一に、このシステムにおいて注目されねばならないことは、それがこの軍政官を介して中央政府が直接にしかも権力的な手段をもって民衆を把握し、権力への服従を強制する統治機構ではなくて、軍政官と民衆の間にその地方の有力者から成る治安確保委員 the Commissioners for securing the Peace of the Country が介在し、いわば独裁政権が地方における名望家行政におぶさり、その協同と自発性に期待をかけていた事実である。したがって、プロテクター政権の崩壊と王政復古の到来というのちの政治史の展開の起動力となったものは、通常指摘されているような、軍政官によるピューリタンの倫理の強制といった道徳規制に対する民衆の反発にあったのではなく、むしろ「名望家支配」に癒着した軍政官制度が革命の過程において一時的に後退を余儀なくされていた地方名望家層の復活を惹き起したことと、さらにはイギリスの地方行政における州と都市の伝統的な二元性を克服しきれなかったことに求められなければならない。これがその一応の結論とするところである。

以上の考察は、もっぱらプロテクター政権をイギリス革命の展開過程における過渡的な政権として、王政復古へのパースペクティブの中で把握しようとして試みたひとつのささやかな試論であるが、ここでひるがえってこの政権の独裁政権としての存在形態を明らかにするためには、以上のごとき権力統治機構の考察とならんで「独裁」の機能、そのものに注目をむけねばならないであろう。そこで軍政官とその職務執行主体たる治安確保委員に委ねられた職権をみてみると、つぎの六項目をあげることができる。(1)反乱・暴動の鎮圧・予防、(2)国王派・カトリック教徒の武装解除、(3)公道の取締りとその治安維持、(4)反政府分子の監視と公衆の集まる場所の取締り、(5)怠惰なものと収入の明らかでないものの追放とそれに関連して救貧法の執行、(6)飲酒・不敬な言動に対する取締り、以上の六項目である。これらの取締り内容を貫くピューリタンの倫理——それは就中上述の(5)(6)に見られる——の強制の問題はさておき、少くとも独裁政権がその権力支持機構に要請したものは、反革命の鎮圧・予防という目標を確保することであったのである。したがってこの限りにおいて直接規制の対象と考えられたものは、プロテクター政権の敵対勢力としての、国王派・カトリック教徒を中心とした反革命分子に他ならなかったといえる。²⁾

しかしながらひるがえって考えてみれば、プロテクター政権とよばれるひとつの政権がその支持基盤を堅めて国民の積極的な服従をかちとるためには、単に敵対集団に対して物理的な強制力をふるってその集団を解体させることのみで終るものではない。ことに君主制という伝統的支配に終止符をうち、しかも議会に対するクーデタという非合法的手段に訴えて成立させた政権——プロテクター政権——は、その成立の基盤に、伝統的正当性も持たなければ、合法的正当性も持たず、わずかに頼るべきものとして「ピューリタンの戦士」オリヴァー・クロムウェルのカリスマがあるにすぎない。かかる政権においては、上述のごとき物理的強制手段とならんで、政権に合法性の装いをまとわせるための権力装置の法による整備³⁾、政権支持者への報償⁴⁾、さらには政権の倫理的・政治的正当性を積極的に鼓吹して、反抗分子にもまた無関心的中立分子にも、さらには支持分子に対してさえ、心理的な宣伝の手段を講ずることが、至上命令として課せられるようになる。

この最後の手段が、いわゆる言論活動に一定のチャンネルを与え、それ以外の活動の自由を封じさる、言論統制に

他ならない。この意味で言論統制政策には、一方における敵対的・批判的言論活動の圧殺と同時に、他方においては統制された言論活動を通じての政権支持基盤の拡張という、二重の機能が要請されているといえよう。クロムウェルのプロテクター政権は、いかなる言論統制を移行に移したのであるか。周知のように一七世紀は、イギリスにおけるジャーナリズムの黎明期であり、革命という激動期に直面した民衆のニュースへの旺盛な欲求に答えて数多くの新聞などが発刊され、また世論形成に果たすジャーナリズムの偉大な役割を知った政治権力担当者——革命の過程においては相争う各党派——が、自らに有利なように言論に一定の方向づけを与えようとし、またそれに応じてミルトンやレヴェラーズの人たちの間に「言論の自由」の原⁶理的な主張が声高く叫ばれるようになった、単に政治史のみならず思想史にも社会史にも数多くの興味ある素材を提供した世紀であった。この過程において独裁政権の担当者クロムウェルの企てた言論統制は、いかなる手段を通じていかなる方向を志向したものであったのだろうか、そしてまたその結果として産みだされたものは何であっただろうか。本稿における分析は、上述の小稿とならんで、プロテクター政権の存在形態を明らかにするためのひとつの試みである。

(1) 岩間徹編『変革期の社会』昭和三十七年、五九頁―八七頁。

(2) (1)の拙稿、ことに六八頁を参照。

(3) プロテクター政権の基礎には、『統治章典』The Instrument of Governmentとよばれるイギリス史上唯一の成文憲法があったが、これは議会の討議を経ずに、この政権成立の推進的主体層たる士官会議 Council of Officers の手によって起草・成立したものであり、それゆえに至上権を奪われた議会と、行政権・軍事権・外交権をにぎったプロテクターとの間に紛争は避けられなかった。就中プロテクターとやらんで行政権をにぎった国務会議 Council of State——構成員は十三人乃至二十一人——のメンバーの選出・権限はしばしば議会における議題となっている。cf. Gardiner, S. R.: *History of the Commonwealth and Protectorate*, 4 vols., 1903, vol. III. esp. pp. 199, 201. *Commons' Journals*, vol. VII, pp. 312-6.

(4) まず(3)で見た国務会議議員には、クロムウェル、ラムバートをはじめとする七名の士官と、リスル卿ら八名の文官が

指名されている。Gardiner; op. cit., vol. III, pp. 2~3. 報償という見地がより露骨にみられるのは、一六五七年に行われた「上院」の復活に際してであって、そのメンバーにはクロムウェルの姻戚・軍隊士官・議会におけるクロムウェル派が多数選びだされている。cf. Firth, C. H.; *The Last Years of the Protectorate*, 2 vols., 1909, vol. II, pp. 11~2.

(5) ピューリタン革命研究の史料の宝庫たるブリッティッシュ・ミュージアムのトマス・コレクションには、革命期に刊行されたものをほとんど網羅した二万二千点以上のパンフレット、新聞が収集されているが、その発行年代と点数の相関関係は、以下の分析のひとつの指標となるであろう。(ただし右表の「新聞」欄の数は紙数ではなくて、号数を総計したものである。) Fortescue, G. K. ed.; *Catalogue of the Pamphlets, Books Newspaper and Manuscripts Collected by George*

Thomason, 2 vols., 1908,

vol. I, p. XXI.

年	パンフレット	新聞	計
1640	22	—	22
1641	717	4	721
1642	1,966	167	2,133
1643	1,091	402	1,493
1644	692	673	1,365
1645	694	722	1,416
1646	804	503	1,307
1647	1,058	407	1,465
1648	1,408	612	2,020
1649	777	554	1,331
1650	481	284	765
1651	402	356	758
1652	427	494	921
1653	598	460	1,058
1654	526	483	1,009
1655	443	350	793
1656	402	104	506
1657	306	25	331
1658	282	103	385
1659	652	253	905
1660	976	164	1,140
1661	218	53	271
1662	—	35	35
1663	—	8	8
計	14,942	7,216	22,158

(6) 通常この「言論の自由」の原理的な主張の代表的なものとして、ミルトンの『アレオパシティカ』(一六四四年十一月)

があげられる。しかしこれは、彼がのちに共和政府の新聞検閲官をつとめている事実と考えあわせるとき、必ずしも普遍的・原理的な主張とは認めがたい。cf. Siebert, F. S.; *Freedom of the Press in England 1476-1776*, 1952, pp. 195~7.

これにひきかえレヴェラーズの文書、ことに一六四九年一月十八日づけの議会への請願(B. M. 669f. 13〔73〕)には、無制限な出版・言論の自由の自然権としての要求がみられる。

クロムウエルが直接、言論統制政策を開始したのは、プロテクター政権の成立（一六五三年十二月）から二年近くも経過した、一六五五年八月のことであった。彼の印刷業規制の命令は、八月二十八日に出されている。まずこの時点に注目しよう。すなわちそれはまさしくかの軍政官制度の編成と時を同じくするものであって、第一プロテクター議会を解散した後の政権の弱体化と、それに応ずる反革命勢力の抬頭を背景とするものであった。したがってこの軍政官制度の実施と言論統制の着手という二つの政策によって、プロテクター政権はひとつの大きな転換点にさしかかっていた、と見ることができる。国王派のひとり指摘したように、「クロムウエルがニュースの印刷を嚴重に禁止したことは、彼の政治が国内でも国外でもうまく行っていない証拠である」という見方をすることができよう。

それではここでこの言論統制命令の内容を検討することにしよう。まずこの命令は、「無免許、煽動的、中傷的な文書を禁止するためにこれまでに制定・発布された、多くの良き法、制定法、律令 Ordinance の迅速にして適切かつ効果的な執行がないために」、かかる文書が氾濫して、「全能の神を汚し、共和国の平和を危くし、すべての良き秩序と政府を破壊し、政府と法を明らかに侮辱している現状に堪がみ」、以下に規定する権限の執行を、ジョン・バークステッド John Barkstead、ジョン・デシック John Dethick、ジョージ・フォックスクロフト George Foxcroft の三人の委員に委ねている。

ついでこの印刷規制委員の権限が、五ヶ条に別けて記載されている。逐条的に見ていくことにしよう。

(一) まず第一条は、印刷業者の実態把握のための調査と捜査を規定して、「印刷所、印刷機の数、親方印刷業者 Master-printers と彼の雇傭する召使い、職人 Work-Men、徒弟の名前と数」について、「それぞれの親方印刷業者がいかなる評判をうけ、またいかなる性質の持ち主であり、どんな交際をし、いかなる生活状態にあるか、また、彼およびその召使いや職人が現在の政府に対していかなる態度をとっているか」を、二十八日以内に報告すべきことを命じている。⁽⁵⁾ここではこの調査が地域的にはロンドン、ウェストミンスター両市とサウスワーク Southwarke およ

びそれぞれの特権区域と近辺に限られていることと、印刷業に従事するものの政治的態度に警戒が払われていることに注目する必要がある。

(二) 第二条は、「合法的な免許 *lawful license* を持たない」ものが印刷業に従事している場合の取締り規定である。この取締りは、前項目とは異り、「共和国のすべての地域」が対象とされ、それを規制委員が発見した場合には、「活字および印刷材料を直ちに破壊し、違反者を告訴し、……前に規定された法 *Laws and Statutes* にもとづき刑罰を課す」べきことが命じられている。

(三) 第三条は、印刷業者に保証人制をとらせる規定である。すなわち「ロンドン乃至は他の地域で印刷所を営んだり、印刷機、ロール印刷機や他の印刷機具を所有するものは」、一六四九年の法にもとづき、二人の保証人と個々に契約を結ばねばならないとされ、印刷業者乃至は従事者が、この命令に規定された条項や他の規制法に違反したり契約を破った場合には、保証人に連帯責任をとらせることが定められている。ただしこの命令に保証金の額が規定されていないのは、後に詳しく分析する一六四九年の法に準拠しているためであろう。

(四) この第四条が、言論統制に関してはもっとも注目すべき条項である。すなわち「いかなる人も今後は、プロテクター乃至は國務院の命によって法律上適格と認定され *lawfully Authorized* するか、または新聞類がプロテクター乃至は國務院の任命するものによって免許され *be Licensed* ないかぎりには、いかなるパンフレット・新聞類も印刷・リプリント・刊行しようとしていたり、刊行させたりしてはならない」と規定されている。ただしこの条項においても違反者に対する刑罰は、すでに制定されている法によるものとされており、またこの条項の規定によってきわめて大きな役割りを果たすべき、新聞類に対する免許人の氏名が明らかにされていないことに注目すべきである。

(五) プロテクターの「命令」の第五条は、これまでの規定を補足し、また委員に対する具体的な処置を指令しているが、その中には (1) 街路上で出版物を販売するものの処罰、(2) この命令の条項すべての違反者は刑罰のためにブライドウェル監獄に送ること、(3) 印刷規制委員の補佐官 *deputies* の任命、が規定されている。

さてこのような内容を有するプロテクターの「命令」は、いかなる特徴を有するであろうか。逆にいえば、この

「命令」には独裁政権の特質がどのようなかたちで反映しているであろうか。まず第一に気がつくことは、これがプロテクター政権としての独自の立場からまったく新奇なものを打ち出したものというよりは、いちじるしい政策上の連続性をもって彩られている事実である。この「命令」は、詳しくそのタイトルを見るならば、「無免許、中傷的な書籍やパンフレットを印刷することを禁止する目的で制定された、もろもろの法、制定法、律令の迅速にかつ適切な執行をはかるためと、印刷のより以上の規制をはかるため」⁽¹⁰⁾（傍点、引用者。以下すべて同じ。）の「プロテクターの命令」なのである。したがって上に見た印刷委員に委ねられた諸権限においても、第一条の印刷業者への調査をのぞいては、すべて課すべき刑罰はすでに制定されている諸法律によるべきものとされ、ことに補足的条項とみられる第五条においては「この命令で改められたり、あるいは別の命令がなされていないかぎり」、一六四七年九月と一六四三年六月の二つの印刷統制に関する両院の律令と一六四三年十月のロンドン市会の条令の三つにおける「すべての規定」を「迅速にかつ効果的に執行する」ことを、委員たちに命じている。⁽¹¹⁾この他にも、前にも見たように第三条には一六四九年の印刷法が準拠すべきものとして挙げられている。

このように独裁政権としての立場から、新たに言論統制を企画したと見られる一六五五年八月の「プロテクター命令」は明らかに、革命勃発以来の言論統制政策を継承し、既存の法律的基盤の上に立って、その執行を促す趣旨の行政的な命令であることが知られる。それゆえに、プロテクター政権の言論統制政策の特徴を理解するためには、あくまでも歴史的な回顧の上に立つことが必要であり、その上で何が「改められ」またどのような「別の命令がなされていない」るか、を問うてみなければならぬであろう。そこで革命の過程において出された、言論統制の目的をもつ、数多くの律令・命令・法を、それらが企てた統制の対象、統制の実施主体の二つを主たる分析の指標としてとりあげることによって整理し、もってプロテクター政権の言論統制政策の特徴へのアプローチを試みることにしよう。

(1) “Orders of His Highness the Lord Protector, made and published by and with the Advice and Consent of His Council, for putting in speedy and due Execution the Laws, Statutes, Ordinances, made and provided against

Printing Unlicensed Books and Pamphlets, and for the further Regulating of Printing” B. M. E 1064 (58).

(2) 最初の軍政官十人が任命されたのが八月九日であり、彼らに委ねられた職権内容を提示した「命令」は九月二十一日に出され、さらにそれが補足されたのは十月九日のことであった。前掲拙稿および Gardiner; op. cit. III. pp. 321, 325 を参照。またガーディナーによると、言論統制命令は八月に出されたが、クロムウェルは承認をためらい、上の軍政官への命令と同時に承認した、といわれる。Gardiner; op. cit., IV, p. 26. ただしこの際ガーディナーは言論統制命令を二つのものと見ており、それぞれ九月二十一日、十月九日に承認されたとしている。

(3) 亡命中のチャールズ二世の秘書サー・エドワード・ニコラス Sir Edward Nicholas の私信。Cal. St. P. Dom., 1655, p. 384—cit. in Siebert; op. cit., p. 231.

(4) ジョン・バークステッドは、ロンドンの金融業者の家に生まれ、議会軍に参加、ニュー・モデルの連隊長となる。国王裁判に従事した「国王弑逆者」のひとり。第一プロテクター議会にはコルチェスターから選出される。軍政官に選ばれてミドルセックス担当、この点については後で述べる。彼の経歴については、cf. D. N. B. および Ashley, M.; Cromwell's Generals, 1954, pp. 158~9.

ジョン・デシックについては、D. N. B. にも記述がないため、経歴の詳細を知ることができないが、一六四三年十一月に設けられた月割税募金委員会の下部機関たるロンドン市委員会の委員のひとりであった。プロテクター政権下にあつては市参事会員となつてゐる。cf. Pearle, V.; London and the Outbreak of the Puritan Revolution, 1961, p. 253n.

ジョージ・フォックスクロフトについてはまったく知ることができない。

(5) B. M. E 1064 (58) p. 109.

(6) *ibid.*; pp. 109~110.

(7) *ibid.*; p. 110.

(8) *ibid.*; pp. 111.

(9) *ibid.*; pp. 111~4.

(10) 上記の註(1)を参照。

(11) B. M. E 1064 (58) pp. 111~2.

さきにも述べたように、革命の過程においてはじつに数多くの言論統制を意図した法律・命令がだされている。そしてそれは前述のプロテクター政権の場合とまったく同様に、印刷に対する規制というかたちをとるのがつねであった。かかる規制令の頻発現象はまさしく革命の進行過程における政治権力の変遷の直接的な反映であると同時に、言論統制の有効性という問題が政治権力の形成と存続とに対して疑いもなく大きなファクターとなりうる⁽¹⁾ことが、認識されたために他ならないであろう。「それは政治にとってもジャーナリズムにとっても、実験の時期だった」のである。そこで革命をいくつかの段階にわかつて、それぞれの段階における言論統制政策を見ていくことにしたい。

【一】長期議会の開会から内乱の勃発まで（一六四〇年秋～四二年夏）。この時期における言論統制政策は一六四二年八月二十六日の「両院の特別命令」⁽²⁾（以下Aと略す）に現われている。このAにおける統制の対象は一応「議会の両院の議事についての偽りや中傷的な書物ないしパンフレット」とされているが、統制実施の方法とそれを実行に移す主体については、つぎのように定められている。まずかかる書物・パンフレットは「議会の特別命令のないかぎり、両院いずれかの書記名をつけて印刷・刊行されてはならない」と規定されており、さらについて「古来の慣習にしたがい出版人組合 Company of Stationers London の登録簿に登録されねばならない。そして同組合の長および監査役 the Master and Wardens と貴族院の式部官 the Usher of the Black rod、庶民院の守衛官 Serjeant of the Commons House およびその代行者は、以下の権限を与えられ、かつその実行を命じられる。まず前述の如き（偽りや中傷的な）書物・パンフレットのすべてを時に応じて勤勉に搜索し、それらを版ならびに他の印刷材料とともに没収し、同組合の会館に運び、議会の処置あるまで保存すること……」と。

たしかに貴族院・庶民院の官吏が一役買っているとはいえ、この規定に見られる言論統制の主体は、絶対王政下における政策を踏襲して依然として出版人組合に求められており、議会はその政策の実施にあたって何よりもまず同組合の協同に期待をかけている事実が、特にわれわれの注目をひくであろう。絶対王政の諸機構（なかならず言論統制

の機能を充分に果していた星室庁と高等宗務官裁判所を否定し打倒した長期議会が、「古来の慣習にしたがって」出版人組合を言論統制の主体としているのは、誠に奇妙といわねばならない。この命令がその冒頭に記している「宗教と政府を非常に中傷する、非合法の印刷 Irregular Printing による最近のはなはだしい無秩序と弊害」とは、その内容とする政治的色彩よりも、非組合員による「非合法の印刷」という側面が強調されることになり、ひいては言論統制政策が出版人組合の独占特権を保護することに利用されるからである。この点については後で再び触れるであらう。

【二】第一次内乱より「ニュー・モデル化」まで（四二年夏～四五年春）。この段階における言論統制政策は一六四三年六月十四日に出された「両院の命令」⁽³⁾（以下Bと略す）に集約的に表現されているが、それは完全に第一段階のAを踏襲し、Aに見られた基本線はむしろ強化されているといえる。すなわちこのBにおいて言論統制の対象とされているのは「すべての無免許印刷所、中傷的あるいは無免許の紙片・パンフレット・書物、出版人組合に版權の所屬している書物の（不法な）印刷に従事している印刷所」であって、ここでもアウトサイダーズの印刷・出版活動に對して「古来の慣習」の名目の下で出版人組合の独占権を手厚く保護しようとする基本線が貫徹されているのが認められる。そしてこの基本線を守るために、前のAと同様に、議会の命令ないし宣言は議会の命ずるもの以外は印刷してはならないとされ、また他の書物やパンフレットなどは議会の任命するものから免許をうけた上で出版人組合に登録することが必要であるとされて、印刷・出版に厳重な制限が加えられているのである。

さてそれではこのBにおける言論統制の実施方法をより詳しく検討することにしよう。この点については、前に触れた出版免許人の制度と非合法出版物に対する捜査・摘発、さらに審問・刑罰という三段がまえの態勢が整えられていることが注目されるであらう。第一の出版免許人については、Bが出された一週間の後の一六四三年六月二十日にその氏名が発表されている。⁽⁴⁾それは(1)神学、(2)法律、(3)医学、(4)コモン・ローおよび教会法、(5)紋章学など、(6)哲学・歴史・詩・道徳・芸術、(7)議会の宣言・律令など、(8)小パンフレット・図版、(9)数学・暦学などの九部門にわかち、⁽⁵⁾それぞれの部門を担当する免許人の氏名を公表しているが、特定の個人名の記載のないものを除き、免許人の総数は

組合民主化、独占特権の開放の要求を高揚させた。そのうえ出版業の場合に特徴的なことは、かかる運動が印刷業者を主体として親ギルドたる出版人組合に対する抵抗というかたちをとって進展していることである。⁽⁸⁾ところがかかるギルド民主化運動一般については、議会や政府は民主化を要求する小職方や職人層に対して好意的な態度をとったという評価が下されており、⁽⁹⁾また事実それを裏づける例証にも事欠かないが、われわれの当面の対象たる出版業に関しては事實はまったく逆であった。すなわちここで検討したBが出されたのと同じ四三年六月十四日に発布された議会議令は、民主化の要求に耳をかすどころか、逆にあらためて出版人組合の特権の再確認を行なっている。少なくともここには言論統制の必要という政治の論理が貫徹されているのである。かかる出版人組合との政治的な同盟がどう変っていくかを見ることも、クロムウエルの言論統制を理解する上でのひとつのポイントになるであろう。

【三】「ニュー・モデル化」より国王処刑まで（四五年春〜四九年秋）。この時期はいうまでもなく、ニュー・モデル軍の編成によって議会側に勝利の曙光が見えはじめると同時に、勝利を土台とした軍の発言力が強くなり、革命の闘争主体に分裂が露呈する時期である。したがって言論統制の対象と実施主体にも前の段階とは異なるものが現われるはずであるが、一六四七年九月二十八日に出された議会の「律令」⁽¹⁰⁾（以下Cと略す）にそれがどのように現われているかを見ることにしよう。

まず統制対象であるが、「人民に弊害と偏見を与え、議会と議会軍の行動にがまんのない叱責を加えるがごとき……多くの煽動的で偽りや中傷的な文書、パンフレット」⁽¹¹⁾とされており、ここではA・Bに見られたような出版人組合の立場からの「非合法の印刷」という規定ははずされてしまっている。そして著者・印刷者・免許人の名前を記載した印刷物については、著者、印刷者、書籍商、街頭販売人のそれぞれについて、罰則がこまかく規定されている。⁽¹²⁾（ただし「議会の貴族院、庶民院のいずれか、もしくは両院によって認可された人によって免許を受けたものを除く」と規定されている点から見て、Bで定められた免許制度は依然として機能している。この点は後述）

つぎに「この律令の執行にあたる権限を与えられた」統制の実施主体であるが、ここにも明らかな相異が認められる。すなわち「ロンドン、ミドルセックス、サリの民兵委員会 the Committees for the Militia の委員数名、都市

の全市民と上級官吏、イングラントおよびウェールズ内の州、市、特権区域における治安判事の全員」とされており、彼らが「コンスタブル、その下の警吏 Headboroughs、および他の役人や聖職者」の捜査にもとずいて、違反者に対して規定の刑罰を課し、しかも徴集した罰金を処理することができるのである。

このCにおける統制は、これまでの議会と出版人組合を中心とする統制とは異なり、いちじるしく地方分権的な色彩が濃いといえよう。罰金の半分はその違反の行われた教区の救貧税徴集官に、そして残りは違反を発見・摘発したものに報償金として与えるという仕組みにもそれが伺えるであろう。出版人組合の後退はこの段階における言論取締りもはや単なる組合の立場からの「非合法出版」に限定できなくなったためと見られるが、議会はどのようにして統制の主体からはずされてしまったのであろうか。もちろんこのCの規定から議会が完全に言論統制権を放棄してしまつたとみることにはできない。前述したように議会による免許というかたちをとつた事前検閲制は依然として存続しており、四四年四月にはウォーリが解職され、代つて議会の書記補ジョン・ラッシュワース John Rushworth が任命され、翌年三月にはギルバート・マボット Gilbert Mabbot が代理となつたが、この両人が四七年三月に解任されたあとしばらくの期間において、このCが発表された同じ日にふたたびマボットが任命されて、彼は四九年五月まで新聞の免許人としての活動をつづけているのである。⁽¹⁴⁾したがつてこのCには、言論統制の中枢をなす免許制度は依然として議会が把握しつづけた上で、直接違反者に接触し統制の徹底をはかる行政的な権限を、民兵委員をはじめとする地方行政当局者に委譲して、能率の向上をはかる配慮があつたのではあるまいか。もちろんこの他にも、Cの出された時点が、まさしくいわゆる「四七年の危機」のまただ中であつたというファクターも無視することはできない。第二次内乱の開始を控えて、長老派と独立派の間の緊張が高まり、議会の戦闘指導体制に変革が行われたのちに出された議会の「命令」⁽¹⁵⁾（一六四八年二月二十四日、以下Iと略す）においては、ふたたび言論統制主体として議会が前面にのりだしているのが見出される。すなわち、印刷所を捜査し違反を摘発する権限は、議会の審査委員会が「ふさわしいと考える人」に与えるものとされ、統制の実施過程においてもこの議会委員会が中心となつており、Cに見られた地方分権的な色彩は後退を示しているのである。

こう見てくるならば、この段階の言論統制の特徴は、これまでの出版人組合との協同体制に終止符が打たれ、あくまでも議会による統制という基本的性格が固められた点にあるといえよう。なお一時的ではあったが、Cにおいて統制主体として「民兵委員」が登場したことは、のちの軍隊による統制への傾斜の可能性を示すものとして注目しなければならぬであろう。

【四】 共和政期（四九年一月～五三年十二月）。国王処刑の後をうけて開始された共和政期における言論統制が、たとえ議会からの要請はあったにもせよ、軍隊の手によって実施されたことは、共和制政府の性格を示すものとしてきわめて象徴的である。⁽¹⁶⁾ すなわち議会軍総司令官トマス・フェアファックスは、一六四九年一月九日、輩下の憲兵司令官リチャード・ローレンス Richard Lawrence に対して、言論統制の実施を命ずる「令状」⁽¹⁷⁾（以下Eと略す）を発した。それは憲兵司令官とその代理 his Deputy and Deputies に対して、これまで議会が出した二つの「命令・律令」⁽¹⁸⁾（前述のBとC）とロンドン市会の条令を執行する権限を与えたものである。したがって、統制の対象と統制の方法についてはすべて既に出されている上述の命令などに従うべきものとされているが、前の段階のCとDと異なる点を挙げるならば、ふたたびこの「令状」の文面に「出版人組合」の名が散見されることである。版權が「出版人組合およびそのメンバーに属すると否とを問わず」中傷的で無免許の文書類は捜査されねばならないとされ、しかも没収された印刷器具類は出版人組合館 Stationers' Hall に運ばれてそこで破壊されねばならないとされている点である。しかしながら統制主体はあくまでも軍隊に求められているのであって、「本官（フェアファックス）の指揮下にある軍の全士官・兵士、全市長・シェリフ・コンスタブル、出版人組合の長と監査役、（議会律令によって新聞類の免許人に任命された）マボット氏……が貴官（憲兵司令官）と代理を補佐するよう要請されて」⁽¹⁹⁾ いるのである。憲兵司令官を頂点としてその下に軍と出版人組合と地方当局者と議会による免許人との組み合わせによって、すでに制定されていた命令のたぐいをあらためて執行しようとする態勢が、共和国成立当時の軍隊による言論統制の実状であった、とみることができよう。

このようなかたちで進められた言論統制に、さらに頼るべき有力な規範が準備され、それによって言論統制に一段

と拍車がかげられた。それは共和制政府に対する叛逆罪が明文化され、四九年の七月十七日に「叛逆法」⁽¹⁹⁾として発布されたからである。すなわち「書いたり、印刷したり、公言することによって、現在の政府が専制的であるとか、篡奪されたものであるとか、非合法であるとかいうことや、議会の庶民院は主権者ではないといったことを、悪意をもって故意に公にするものは、……叛逆罪とみなされる」⁽²⁰⁾とされ、つづいてこの法律は、国務院 the Council of Stateと軍隊に対する叛逆行為を規定している。この法律を適用することによって、従来の「煽動的で偽りで中傷的」といった抽象的な規準は明らかに一つの政治的な内容をもつことになることに注目したい。言論統制の対象が明確になったという意味で、この「叛逆法」はこれまで見てきた印刷規制に、一つの段階を劃したものといえるのではあるまいか。ただしこの法律も取締りの対象は明らかにしたとはいえ、取締りの方法については明確さを欠いている。「前述の違反についてこの国の法にもとずき有罪とされたものは、共和国に対する裏切者とみなされ、これまでの大逆罪と同様に死刑と財産没収の刑罰を課せられる」⁽²¹⁾とされているだけであって、取締りの主体は明らかにされていない。したがって言論取締りの実効を期するためには、さきの「軍命令」に代るべき印刷規制法が待たれたわけである。

新しい「印刷法」⁽²²⁾（以下Fと略す）は、四九年の九月二十日に発布された。この法律も、従来の律令・命令がそうであったように、過去、しかも革命勃発以降のみならず革命前の印刷統制政策に準拠するかたちをとっている。そしてここでまた出版人組合の権限が前面に強くおしだされているのである。すなわち印刷業者に家屋を貸す場合も印刷用具の製作もすべて同組合に通告せねばならず、印刷業者には三〇〇ポンドの保証金が課せられている。従来どおり「中傷的」ないし「煽動的」な出版は堅く禁じられ、これまでの免許はすべて取り消した上であらためて免許制度が実施されているが、違反出版物を捜査する実権は完全に出版人組合にゆだねられている。いわば前で見たとAとBにおける出版人組合の役割りが復活しているといつてよいであろう。新しく共和政体を樹立した政府は、古い出版人組合に言論統制の実権を委ねてしまっている。これは言論統制という政治的要求を逸脱して、実際においては出版人組合の特権を保護することに終るのである。したがって政治的な主張にもとずく言論の自由への要求が組合の特権に対する攻撃という形をとるのは当然であった。⁽²³⁾それはまた逆に組合の特権攻撃というかたちを通しての反政府的言動を可

能にし、ひいては政府の存立基盤を危くするおそれをも内包していた。言論統制の主体を出版人組合に求めるといっても、安易な方法は、共和政の政治機構が未整備な段階においては止むをえない処置であったともみられるが、整備を終えた時期に至っては、言論統制の主体の切りかえが当然要求されてくる。それを実現したのが、五三年一月に発布された「新印刷法」⁽²⁴⁾(以下Gと略す)であった。

この法律も従来のとかなりの類似を有するが、その最大の特徴は統制主体において大きな変化があったことにある。すなわち、国務院が完全に実権を把握し、出版人組合はそれを補佐する立場に後退している。印刷所、徒弟、印刷機の数を定める権限は国務院が有し、また従来出版人組合に委ねられていた業界内部の規制についても国務院が直接おさえており、印刷業に従事せんとするものは、組合ではなく国務院の許可が必要とされている。かくて出版人組合の独占特権は、国務院を主体とする言論統制の前に後退を余儀なくされ、わずかにこの法律の施行補助者の地位を与えられたにすぎない。このGが、クロムウェルが彼みずからの統制を開始した五五年八月まで効力を有したものである。統制主体となった国務院は、弾圧の対象となる印刷物の発見・摘発のための小委員会を設けて、文字どおりの統制主体としての活動を行なった。

- (1) Siebert; op. cit., p. 165.
- (2) "A Special Order of both Houses concerning irregular Printing, and for suppressing of all false and scandalous Pamphlets" B. M. E. 114 (32). cf. Siebert; op. cit., pp. 175, 183, 185~6.
- (3) "An Order of the Lords and Commons Assembled in Parliament. For the Regulating of Printing....." B. M. E. 106 (15). 下記の Order が同 Order として公布された。Firth, C. H. and Rait, R. S.; *Acts and Ordinances of the Interregnum, 1642~1660*, 1911, 2 vols., vol. I, p. 184 収録されているが、下記の検討は前者によった。
- (4) "A Particular of the Names of the Leicensers, who are appointed by the House of Commons for Printing" B. M. E. 55 (9).

- (5) この部門のわけかたが、絶対王政下における言論統制政策の典型的表現たる一五八六年の「星室庁布告」に見られる免許人の部門別分類をそのまま継承している点に留意しなければならぬ。 cf. Siebert; op. cit., pp. 61~2, 143, 187~8.
- (6) Siebert; op. cit., pp. 207~9. Frank, J.; *The Beginnings of the English Newspaper 1620-1660*, 1961, pp. 54, 66.
- (7) この「両院命令」に同調して、ロンドン市令 the Council of the City of London は、街頭における書物・パンフレットの販売を禁止する条令(一六四三年十月九日)を出している。これは後述のDに付せられているので見ることが出来る。
- (8) 出版人組合に対する民主化運動については、cf. Siebert; op. cit., pp. 165~9. James, M.; *Social Problems and Policy during the Puritan Revolution 1640~1660*, 1930, pp. 211~2.
- (9) 浜林正夫「イギリス革命と商業資本」(『社会経済史学』十九卷四・五号、一九五三年)および同氏「イギリス市民革命史」一四五頁以下を参照。
- (10) Siebert; op. cit., p. 173. この律令は上の註(8)で述べたものと同じものである。
- (11) "An Ordinance of the Lords and Commons Assembled in Parliament, against Unlicensed or Scandalous Pamphlets, and For the better Regulating of Printing" B. M. E. 409 (20).
- (12) またこの律令の別の箇所には「煽動的で、反逆的で、瀆神的内容を有する」とある。この場合「瀆神」Blasphemous という用語は、党派対立の宗教性に起源を有するともに、政治的意図に転化しているものであることが留意されねばならぬ。
- (13) 著者(the Maker, Writer or Composer)に対して四十シリングの罰金か四十日以内の投獄。印刷者は二十シリングの罰金か二十日以内の投獄、および印刷器具の没収と破壊。書籍商に対しては十シリングの罰金か十日以内の投獄。街頭販売人(the Hawker, Pedler or Ballad-singer)に対しては商品の没収と鞭打刑。
- (14) Siebert; op. cit., pp. 209~213. Frank; op. cit., pp. 135~6, 152~3, 180~1.
- (15) "An Order of the Commons in Parliament, prohibiting the printing of any lying Pamphlets, scandalous to His Majesty, or to the proceedings of both or either Houses of Parliament" B. M. E. 429 (3). このタイトルから推知れるように、この「命令」の取締り対象には、はじめ「国王陛下に対して中傷的なパンフレット」が含まれている。これは国王側との和平交渉のための配慮であろう。

- (16) これより先、一六四四年三月、ウォーリに代つて議會軍司令官エシックス伯みずから“Mercurius Britannicus”紙の免許人となつてゐる。Siebert; op. cit., p. 209. これがおそろくは軍隊が直接言論統制に介入した最初の事例であろう。
- (17) “A Warrant of the Lord General Fairfax to the Marshall General of the Army, to put in Execution the former Ordinances and Orders of Parliament, and Act of Common Councell, concerning the Regulating of Printing, and dispersing of scandalous Pamphlets” B. M. E. 538 (1). この「令状」の冒頭には「それが「議會の命令」と「出版人組合の請願」をよびかへるのひまをも斷つてゐる。
- (18) 本文中に記載されてゐるのは上巻の三つであるが、この「令状」には附録として下の三つの他に一六四二年三月に出された議會と議會審査委員會の命令の二つがつけられてゐる。
- (19) “An Act declaring what offences shall be adjudged Treason”——Gardiners, S. R.; *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-60*, 1899, pp. 388~391.
- (20) (21) *ibid.*, pp. 388~9, 391.
- (22) この Printing Act は Firth, C. H. and Rait, R. S.; *Acts and Ordinance of the Interregnum, 1642~1660*, 1911, vol. II, p. 246. に収録されてゐるが、見るに及ぶべきなかつたため Siebert; op. cit., pp. 222~3 および Gardiner, S. R.; *History of the Commonwealth and Protectorate*, vol. I, pp. 173~4. によつた。
- (23) cf. Siebert, op. cit., pp. 226~8. レンジャーズの残党は、一六五一年と五二年の二度にわたつて請願をだし、また独立派左翼も組合の長老派的偏向を攻撃することによつて、言論統制が出版人組合に委ねられてゐる実状を批判した。これに対し組合のスポークスマン W. ホール William Ball は *A Briefe Treatise concerning the Regulation of Printing Humbly presented to the Parliaments of England*, 1651. B. M. E. 1295 (3) に於いて、エリザベス以来の組合の特権にもよぶべき組合の言論統制において果たす役割りの正当化につとめてゐる。ただしその中に國務院との協同体制が強く主張されてゐる (*ibid.*, pp. 17-8) のは、後との関連におつて注目すべきである。
- (24) この法律は Firth and Rait; op. cit., vol. II, p. 696. にあるが、みることができなかつたため Siebert; op. cit., pp. 228~30. によつた。Gardiner はこの法律について詳しく記述してゐない。

前節における革命中の言論統制の変遷についての歴史的回顧を素材にして、クロムウェルの言論統制政策をあらためて検討することにしよう。そしてここでも言論統制の対象と主体を主な指標として考察することにした。

まず言論統制の対象であるが、これにはすでに見たように大きく二つの柱が存在していた。すなわち政治権力の担当者から見て「煽動的、中傷的」といった言葉で表現される内容をもつものがひとつであり、他は「非合法の印刷 Irregular Printing」と表現されるものである。後者は、事前検閲制ともいべき免許制度 License System と結びついた角度も含まれているとはいえ、その主たる力点は、印刷・出版の独占団体たる出版人組合の立場からの非組合員による印刷・出版をさして用いられる点におかれていた。このことは統制の実施主体との関連において法令を整理してみるといっそうはっきりする。すなわち、統制主体として出版人組合が大きな役割りを占めている法令においては、この「非合法の印刷」を対象とすることが強調されているからである。⁽¹⁾しかしながら言論統制を政治権力の形成と崩壊におけるひとつのファクターとしてみると、換言するならば、革命の諸段階における主導的政治党派の交替現象において言論統制の果たした役割りという視点に立つとき、検討するべきは対象としての前者の抽象的な表現であろう。

「煽動的・中傷的な文書」という表現は、たしかに曖昧な規定であり、その解釈と適用の如何によってはすべての文書をも包含する危険性を有している。しかしここで見落してはならないことは、この曖昧な規定と並行して、議会議事の正しい報道、いってみれば議会のプロパガンダ活動の確保という配慮が一貫してみられることである。革命開始直後のAはそもそもそれが出発点であったし、Bもその規定を含んでいる。⁽²⁾ところがCに至るとそれは「議会と議会議事に関する報道」と対象が拡張される。いうならば、革命陣営内部において内在していた党派分裂が、言論統制の対象を抽象的にし、わずかに議会をもって統一のシムボルとしたことがここに現われているといえるであろう。そして議会の国王に対する勝利の原動力としての軍隊の比重が高まっているのも見逃してはならない。そ

してついに「叛逆法」にいたって、共和政体、議会、國務院、軍隊に対する批判的な言動がすべて叛逆罪と規定されたことよって、言論統制ははじめて明確にして具体的な対象の規定を獲得したのであった。

数多くの法令に見られた言論統制の対象規定が、革命における新しい政治権力の形成過程を忠実に反映していることは、いわば当然であるといえるかもしれない。しかし問題はこうした対象の変遷が、独裁政権たるプロテクター政権の言論統制政策にいかなる影響をもたらしたか、にある。ふたたび「プロテクターの命令」に立ち帰ることにしよう。

一六五五年八月の「プロテクター命令」は、前にもみたように、言論統制の対象を明文化してはいない。わずかに対象の規定と見られる個所は、前文の「数種の、危険な、保証しがたき、煽動的、瀆神的で、中傷的なパンフレット書籍、文書」が「全能の神を汚し、共和国の平和を危くし、すべての良き秩序と政府を破壊し、政府と法を明らかに侮辱している現状にかんがみ」この命令を發布する、としている個所と、第一項の印刷業者に対する調査において彼らの政治観が問われている個所にすぎない。そこにはたしかにプロテクター政権への批判を封ずる姿勢はみられるにしても、逆に言論統制によって積極的に守るべきものは示されていないのである。ことに独裁政権という性格から予想されるような、プロテクター個人に対する批判への処置が、とりたてて問題視されていない点は、のちの彼への暗殺未遂事件の統発などと考えあわせると、注目しておいてもよいであろう。むしろここでの言論統制は、その対象を明確化することなく、第四項にみられるように、**「嚴重な免許制度——事前検閲制——を實行することによって効果をあげようとしている。」**

ここで言論統制の実施主体に眼を転ずることにしよう。プロテクター政権におけるそれは、三人の印刷規制委員であったように見える。それは、さきのA・B・E・Fにおいて執拗に実権を把握していた出版人組合によるものでもなければ、B・Dにおいて前面に出ている議会を中心とするものでもなく、またEにおいてみられたような軍隊による統制でもない。この命令が議会の解散後に出されたものであることを考慮すれば、議会の後退については納得がゆくが、出版人組合と軍隊の役割りについては検討する必要がある。まず出版人組合であるが、ここでこの「命令」

が過去の法令のすべてを一応御破算にして、すべてを新しく作りだすというよりは、前に強調したように、既存の法律の基盤の上に立ってそれらを「迅速にして効果的に執行すること」を命じたものであった事実を想起しなければならない。「命令」の文中に「出版人組合」の名前が見えるのは、「中傷的・煽動的・無免許の文書・パンフレット・書籍の印刷に従事しているもの」を発見した場合には「印刷機、活字、その他の印刷材料を没収して、ロンドン市の出版人組合、会館に運び、そこで破壊して役に立たなくする」ことを命じている個所だけである。しかしこれとてもBにおける規定のむし返しにすぎない。出版人組合が統制の主体たる地位に固執した大きな理由は、統制の対象に「非合法の印刷」が含まれており、それを組合の独占特権の立場から解釈したためであった。たしかにこの「命令」も、「合法的な免許を持たないもの」を統制対象と規定している（第二条）。しかしもはやここにおいては「合法」「非合法」は組合の立場からのそれではないのである。何故なら、この「命令」の中心というべき第四条は免許を与えるものは「プロテクター乃至は國務院の任命するもの」とされており、出版人組合の介入する余地は閉ざされてしまっているからである。かくてプロテクター政権の言論統制は、頂点にプロテクターと國務院が位置し、事前検閲官ともいべき覆面の免許人がその下におり、違反者の摘発を三人の印刷規制委員が引受ける、という構造をとっており、「命令」において業々しく指名された印刷規制委員は、実は末端の行政担当者にすぎないのである。

しかしそれにしても、軍事独裁政権という性格から予想される軍隊がここに登場していないのはどういふわけであろうか。先にも述べたように、プロテクターの言論統制は軍政官制度の編成と同時期に開始されているから、当然この両者の絡み合いが問題となってくるはずである。ところが、軍政官制度の反映がわずかに見られるのは、印刷規制委員のひとりの中にミドルセックス担当の軍政官となるジョン・バークステッドが選ばれていることにすぎない。しかし「命令」が明らかに取締りの中心をロンドンとその周辺においていた（第一条、第四条）ことを考えあわせてみると、じつはバークステッドが選ばれていることに重大な意義が認められるのである。というのはロンドン担当の軍政官はフィリップ・スキッポン P. Skippon であったが、ロンドンにおいては軍隊の行政介入に対する反発が強かったため軍政官制度は半年ばかり機能せず、その間スキッポンはとなりのミドルセックス担当のバークステッドに

仕事をゆだねていたからである。⁽⁵⁾「命令」の表現には注意深く軍隊の存在を意識させるような語句は避けられているが、以上の如き検討によりやはりこの言論統制政策が軍隊と軍政官制度を強力な支柱として考慮していることは明らかである。

このように言論統制政策の開始の背後には軍隊の存在が認められるが、まだ検討すべき問題は残っている。軍政官制度は中央からの政府軍の派遣によってではなく、従来の民兵制度の再編成の上に構築された。そこで地方の行政担当者から選抜された民兵委員 *the militia commissioners* (のちに改編されて治安確保委員 *the Commissioners for securing the Peace of the Country*) との協同体制が、この制度の有効さを支えていた。⁽⁶⁾ ところで地方行政担当者の協力に言論統制を期待している規定は、CとEに見られるところであった。就中Cには「民兵委員会」が統制の実施主体としてはっきりうたわれているのである。ところでプロテクターの「命令」においてはどうかであろうか。民兵委員は登場せず、地方行政担当者の役割りが規定されているのは、次の個所だけである。「すべての治安判事、市長、シェリフ、コンスタブル、警吏 *Head-Boroughs* および他の官吏、一般と軍隊の治安担当者 *Minister of Justice both Civil and Military* は、本命令の執行にあたって貴官(印刷規制委員)と代理を助けるべく、要請されてお命じられている。⁽⁷⁾」しかしこの規定は行政命令としては当然あるべきものであって、これをもってことさらに地方行政担当者との協力関係を、言論統制の必要不可欠な前提としていたとはいえない。明らかに言論統制政策は軍政官にゆだねられた諸政策とは異なり、地方行政担当者の協力と自発性は前提とせず、何よりも中央のプロテクターと國務院に直結するものであったことが強調されねばならない。しかもその統制の対象ははなはだ不明確であり、プロテクターと國務院によって任命される覆面の免許人の恣意的な判断に統制をゆだねるシステムをとっている。この点に正しく独裁政権の言論統制たる性格がうかがわれるであろう。

一六五五年八月に開始されたプロテクター政権の言論統制政策の特徴を、その出発点をなす「命令」の規定を手がかりにして分析してきた。ふたたびくり返すならば、それは革命期における過去の政策を踏襲するかたちをとることを明言しながらも、その政策実施の構造において明らかに従来のそれとは異なる、独裁政権たる性格を示していた。し

かしこれはあくまでも「命令」の規定にもとづく分析にすぎず、問題はこうした構造をとった言論統制政策が現実には何を産みだしたかにあるといわねばならない。すなわち政権に対する批判を圧殺し、逆に政権の支持基盤を堅めるための言論統制政策は、この政権がついには崩壊を余儀なくされ王政復古を招来したという歴史的事実に対して、いかなるファクターとして働いたのだろうか。

以下節を改めて、この言論統制政策の実施状況とそのもたらした帰結を分析の中心にすえることにしよう。

- (1) 具体的にいうと、その典型はBである。統制主体から出版人組合がはずされているCにおいては「非合法の印刷」は対象には見られない。
- (2) 長期議会の開会当初から設けられた議会内の印刷委員会の主要な役割りがこれであった。しかもかなり有名な議員がそのメンバーとなっている事実から見て (cf. *Commons Journal*, II, p. 136.) この問題が重要視されていたことがわかる。
- (3) B. M. E 1064 (58), p. 108. これまでの法令には「濟神的」(C) という規定以外は、宗教的色彩をおびるものは見あたらない。しかるにこの引用にみられるように “the high Dishonor of Almighty God” という表現がみられるところに、プロテクター政権の宗教的装飾が明らかである。
- (4) B. M. E 1064 (58) pp. 112~3.
- (5) 前掲拙稿 七三~四頁参照。
- (6) 前掲拙稿、ことに六八~九頁とその第三節を参照。
- (7) B. M. E 1064 (58) pp. 113~4.

【附記】

一、本稿において註に B. M. E 1064 (58) というかたちで表記した史料は、ブリティッシュ・ミュージアムの Thomason Collection 所蔵のものであって、昭和三十六年以降文部省科学研究費(総合研究)によって名古屋大学経済学部図書室にマイクロ・フィルムで整理されているものである。

二、本稿は昭和三十八年度文部省科学研究費(各個研究)による成果の一部である。

Résumé

The Control of the Press under the Cromwellian Protectorate (I)

Hiroshi Imai

The purpose of this article is to investigate the political structure of the Cromwellian Protectorate through its policy for the control of the press. Part I of this article is a documentary study of the Cromwell's order put into effect on 29 August 1655 (British Museum, Thomason Collection E 1064 (58)). This article is not to trace the development of the freedom of the press during the Puritan Revolution, but to see how that policy was used to defend the dictatorship.

Cromwell's method of dealing with the press does not seem to have contained anything new. It appears to have inherited the basic characters of the several ordinances issued previously during the Revolution. The author contends, however, that when we pay attention to the two factors, namely, who was responsible for the execution of the order and what sorts of press it intended to suppress and to prosecute, we can find the particular character of Cromwell's regime.

Part II will analyze the effect of this policy on the break-down of the military dictatorship.